



JBA

6月2日 (火) 16:30 - 18:00

JBAオンラインイベント

改正資金決済法を考える

-パネリスト-

加納裕三 JBA代表理事 兼 株式会社 bitFlyer Blockchain 代表取締役
齋藤創 JBA顧問弁護士 兼 創・佐藤法律事務所 パートナー
小笠原匡隆 JBAリーガルアドバイザー 法律事務所ZeLo

-モデレーター-

肥後彰秀 JBA理事 兼 株式会社TRUSTDOCK 取締役

自己紹介：



株式会社 bitFlyer Blockchain 代表取締役

代表理事 加納 裕三



株式会社TRUSTDOCK 取締役

理事 肥後 彰秀

自己紹介：

弁護士/NY州弁護士 齋藤 創

1999年4月 西村あさひ法律事務所(証券化、デリバティブ、ファンドなど金融)

2013年夏 ビットコインに仕事で出会う

2015年4月 独立して現事務所を設立(ブロックチェーン・FinTech・スタートアップなどを専門)

(その他の経歴)

東京大学法学部卒、NY大学ロースクール卒、NYのローファーム勤務、日本ブロックチェーン協会顧問、日本STO協会監事、FinTech協会キャピタルマーケット分科会事務局、三菱地所物流リート投資法人監督役員、元bitFlyer社社外取締役等。Chamber Asia PacificのFinTech弁護士、Best LawyerのFinTech、金融機関規制弁護士としてランクイン



自己紹介：

■小笠原 匡隆

法律事務所ZeLo 代表弁護士

2011年東京大学法科大学院卒業、2012年司法研修所修了・弁護士登録、2013年森・濱田松本法律事務所入所、2017年 法律事務所ZeLo開設・日本ブロックチェーン協会(JBA)リーガルアドバイザー就任。仮想通貨交換業の登録・ICO・IEO・STO支援、自主規制ガイドラインの策定に参加する等、ブロックチェーン・仮想通貨に関する法務を中心に活動を行っている。

近時の著作・取材等として、「ブロックチェーンビジネスとICOのフィジビリティスタディ」(商事法務、2018年)、「ICOで調達する際の留意点」(BUSINESS LAWYERS、2018年6月19日付)、「ブロックチェーン・仮想通貨ビジネスにおける最近のM&Aの潮流と法律実務」(BUSINESS LAWYERS、2018年8月6日付)、「弁護士2.0「法×テクノロジー」で旧態モデル変えるベンチャー法律事務所ZeLo」(BUSINESS INSIDER、2018年6月15日付)、東京新聞『ネット取引広がる仮想通貨 価格乱高下、購入慎重に』(2017年10月12日付)にコメント掲載、「仮想通貨・新規ビジネスを成功に導く法的リスク突破力」(『ビジネス法務(9月号)』株式会社中央経済社、2018年、共著)、その他著書・論文多数。



オンラインイベントの概要

■法令等改正の概要

■それぞれの業態に与える影響（各パートフリーディスカッション含む）

- (1) 暗号資産交換業者
- (2) 暗号資産デリバティブ業者
- (3) 暗号資産カストディ業者
- (4) セキュリティトークン発行事業者
- (5) ステ이블コイン
- (6) ICO・IEO
- (7) マイニングプール

■フリーディスカッション

法令等改正の概要

- **平成29年4月1日 改正資金決済法施行**

施行の資金決済法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正により、仮想通貨の売買・交換等が規制の対象。

- **平成30年1月～ 不正アクセス**

複数の仮想通貨取引所への不正アクセスにより、仮想通貨交換業者が管理する利用者の仮想通貨が流出する事案が複数発生。また、仮想通貨が決済手段として用いられるよりも、むしろ、投機的な取引に用いられる。

- **平成30年4月～ 有識者会議組成**

金融庁は有識者からなる「仮想通貨交換業等に関する研究会」を組成。平成30年4月より、計11回にわたり、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について、制度的な対応の検討。同研究会は、平成30年12月21日に報告書を公表。

- **令和2年4月3日 政令・内閣府令等パブコメ公布**

政令・内閣府令等に対するパブリックコメントの結果公布

- **令和2年5月1日 法令等改正施行**

「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令等施行

【呼称変更】 仮想通貨⇒暗号資産

資金決済に関する法律(資金決済法)と金融商品取引法(金商法)の改正

- ① 資金決済法改正：
 - 新たにカストディ業者規制
 - 暗号資産交換業者により厳しい規制(ウォレット規制等)
 - 信用取引の規制
- ② 金商法改正：
 - 暗号資産デリバティブ規制
 - STO規制
 - 不公正取引の禁止

(1) 暗号資産交換業者

【改正後】

①内閣府令に定められた方法による利用者の金銭の信託

預かる利用者の金銭につき、信託会社・信託銀行に信託する義務(改正資金決済法第63条の11第2項)

②利用者の暗号資産の分別管理

預かる利用者の暗号資産につき、95%以上をコールドウォレットで管理(改正資金決済法第63条の11第2項)。常時インターネットに接続していない電子機器に記録し管理する方法、その他これと同等の技術的安全措置を講じて管理する方法(交換業府令27条3項)。

③履行保証暗号資産の分別管理

ホットウォレット内の顧客資産と同種同量の暗号資産を自己の暗号資産として保有し、自己の暗号資産と分別管理した上で、コールドウォレット管理(改正資金決済法第63条の11の2第1項)。

(2) 暗号資産デリバティブ業者

【改正前】

暗号資産デリバティブ取引については法の規制がかかっていなかったため、暗号資産交換業者が暗号資産売買等の一環として取り扱うケースが多数。

【改正後】

- ①法改正によって暗号資産デリバティブ取引を業として行うには第一種金融商品取引業者としての登録が必要
- ②いわゆるデリバティブプロに関する適用除外規定から暗号資産デリバティブ取引が除外（金融商品取引法施行令1条の8の6・1項2号）
- ③証拠金規制としてレバレッジ2倍が上限（業府令117条1項47号から50号、同41号、42号）

※国内リクイディティプロバイダーが海外リクイディティプロバイダーよりも不利に扱われることにより国内市場の縮小を懸念するものや（金融庁内閣府令等パブコメNo63）。レバレッジ規制による取引量の減少を懸念するもの（金融庁内閣府令等パブコメ83、84）等、業界の悲鳴とも取れる意見が散見。

(3) 暗号資産カストディ業者

【改正前】 規制無し

【改正後】

- **暗号資産カストディ業務は暗号資産交換業に該当し暗号資産交換業者としての登録をする必要。** 財産的要件、利用者保護等に関する措置、利用者財産の保全に係る措置を講じる必要性。
- **秘密鍵を保有せず、暗号資産を移転できない場合にはカストディ規制に服さない** (パブコメ回答9番)。
- 経過措置の規定により、施行日から6ヶ月が経過するまで (令和2年11月30日まで) は、施行の際に管理している暗号資産と同じ種類の暗号資産については、登録を受けずに業務を継続可能 (改正法附則2条1項) 。

(4) セキュリティトークン発行業者

【改正前】 不明確

【改正後】

- 改正金商法において「電子記録移転権利」という概念が創設。金商法2条2項各号に掲げる権利をトークン化したもののみが電子記録移転権利に該当（改正金商法2条3項柱書）。
 - 電子記録移転権利を表示するトークンについては暗号資産から除かれる（改正資金決済法2条5項ただし書）。
 - 私募の要件を満たさない限り、有価証券届出書の提出義務等有り（改正金商法4条1項）。
 - 業として電子記録移転権利の売買、売買の媒介等、募集・私募の取扱い等を行う場合には、第一種金融商品取引業の登録が必要（改正金商法28条1項1号、29条）。
 - 業として行う自己募集・私募については、第二種金融商品取引業の登録が必要（改正金商法28条2項1号、29条、2条8項7号ト、改正金商法施行令1条の9の2第2号）。
- 電子記録移転権利に該当しないトークンを発行する場合、表示される権利が金商法上の有価証券に該当する場合には、当該権利の種類に応じて金商法が適用。
 - 例えば、株式や社債をトークン化する場合は、一項有価証券の規制が適用される。
 - パブコメ回答1～3番への回答において、「電子記録移転有価証券表示権利等」が資金決済法の規制対象とならない旨が示されており、「電子記録移転有価証券表示権利等」とは改正金商法2条2項のみなし有価証券をトークン化したものを指す（改正業府令1条4項17号、6条の3）ため、改正金商法2条2項のみなし有価証券をトークン化したものについては、資金決済法の規制対象とはならない
- セキュリティトークンとして電子記録移転権利に該当せず、かつ有価証券に該当しない権利をトークン化したものも想定される。例えば、固定金利の貸付債権のトークン化。有価証券に該当しない以上金商法の規制は適用されないものの、改正資金決済法上の暗号資産に該当する可能性あり。

(5) ステーブルコイン

【法令等改正による変化無し】

- ステーブルコインが改正資金決済法上の「暗号資産」（改正資金決済法2条5項各号）に当たるとすれば、ステーブルコインを業として交換等する取引所等は、「暗号資産交換業」（改正資金決済法2条7項）の登録
- ステーブルコインの取り扱いが「通貨建資産」（改正資金決済法2条6項）として暗号資産から除外され、送金としての「為替取引」に用いられるものであると考えられるのであれば、銀行法・資金決済法上の銀行業・資金移動業に当たり、これらの登録又は免許が必要
- **ステーブルコインが「暗号資産」又は「通貨建資産」に該当するかは今回の法令等の改正前から生じている未解決。個別のケース毎に検討。**

(6) ICO・IEO

【法令等改正による変化無し】

- 2017年末頃より、資金決済法における暗号資産規制のもとで実施されるべきという整理。
- 2017年末頃から現在に至るまで、日本において適法に行われたICO・IEOは実務上存在しない。
- 今回の法令等の施行の前である2019年9月27日に、金融庁認定の自主規制団体である日本暗号資産交換業協会（JVCEA）は、新規仮想通貨の販売に関する規則及び新規仮想通貨の販売に関する規則に関するガイドラインを制定

(7) マイニングプール

【改正前】 集団投資スキーム等のファンド規制のみ

【改正後】 上記規制に加えて以下の論点が追加

- マイニングプールのカストディ業該当性の検討が必要。
- 考察するにあたっては、マイニングプール運営事業者は参加者の暗号資産を管理しているといえるのか（事業者自身に帰属する暗号資産を参加者に分配するとはいえないか）、またカストディ業を暗号資産交換業に含むこととした目的・趣旨に照らして、マイニングプール運営事業も規定対象に含まれると考えるべきなのか等を考慮